



林野庁所管の国有林野を道路敷として使用する場合及び現に使用している場合の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成 8 年 5 月 1 日

道 第 5 1 号
平成 8 年 5 月 1 日

各土木事務所長殿

道 路 課 長
(公印省略)

林野庁所管の国有林野を道路敷として使用する場合及び現に使用している場合の取扱いについて（通知）

このことについては、国の通知に従い処理されているところではありますが、別添写しのとおり建設省道路局地方道課長から通知があり、県道の平成 8 年度以降の事業に係るものの取扱いが下記のとおり変更されましたので、取扱いに注意してください。

記

- 1 変更内容
奥地等産業開発道路については、平成 7 年度事業までは無償貸付けを受けることができたが、平成 8 年度以降の事業では有償取得すること。
- 2 平成 8 年度以降の取扱い
別紙のとおり
(参考資料)
 - (1) 「林野庁所管の国有林野を国道敷地として使用する場合の取扱いについて」
(昭和 54 年 1 月 23 日付建設省道二発第 1 号 建設省道路局国道第二課長通知)
 - (2) 「林野庁所管の国有林野を国道敷地として使用する場合の取扱いについて」
(昭和 61 年 4 月 1 日付建設省道二発第 8 号 建設省道路局国道第二課長通知)
 - (3) 「林野庁所管の国有林野を道路敷として使用する場合及び現に使用している場合の取扱いについて」
(平成 8 年 4 月 18 日付建設省道地発第 13 号 建設省道路局地方道課長通知)

(別 紙)

平成 8 年度以降の林野庁所管の国有林野を道路敷として使用する場合及び現に使用している場合の取扱い

		有償取得するもの	無償貸付承認期間満了後 順次有償取得するもの	無償貸付を継続するもの
国 道		事業施工に必要なもの	昭和 52 年度以前に事業が完了したものうち、30,000 千円以上のもの	昭和 52 年度以前に事業が完了したものうち、30,000 千円未満のもの
県 道	主 要 地 方 道	・新設、改築事業で必要なもの ・新設、改築の施工に必要な際に無償貸付を受けているもの		・事業年度が昭和 57 年度までのもの ・奥地等産業開発道路で事業年度が平成 7 年度までのもの（新設・改築の施工に必要な土地を除く。）
	一 般 県 道	・新設、改築事業で必要なもの ・新設、改築の施工に必要な際に無償貸付を受けているもの		・事業年度が昭和 62 年度までのもの ・奥地等産業開発道路で事業年度が平成 7 年度までのもの（新設・改築の施工に必要な土地を除く。）

建設省道地発第13号
平成 8 年 4 月18日

鳥取県土木担当部長 殿

建設省道路局地方道課長

林野庁所管の国有林野を道路敷として使用する場合及び現に使用している場合の取扱いについて

標記については、「林野庁所管の国有林野を道路敷地として使用する場合の取扱いについて」（昭和58年5月26日付け建設省道地発第24号建設省道路局地方道課長通知）、「林野庁所管の国有林野を道路敷として使用する場合の取扱いについて」（昭和63年3月8日付け建設省道地発第22号建設省道路局地方道課長通知）及び「林野庁所管の国有林野を道路敷として使用する場合における現道路敷の取扱いについて」（平成元年8月1日付け建設省道発第36号建設省道路局地方道課長通知）により取り扱われてきたところであるが、このたび林野庁から別紙のとおり申し入れがあったので検討した結果、これらを廃止し、平成8年度事業に係るものから下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、無償貸付を受けている現道路敷であって下記に該当しないものについては、無償貸付を継続できるものとするので申し添える。

また、貴管下市町村（指定市を除く。）に対しては、貴職より周知徹底されたい。

記

- 1 都道府県道又は市町村道の新設又は改築事業で、都道府県又は市町村が道路局所管国庫補助事業として行う上で、国有林野事業特別会計から有償取得する土地については、補助対象とする。
- 2 道路局所管国庫補助事業に係る都道府県道又は市町村道の新設又は改築事業の用地内に、現道路敷として既に国有林野事業特別会計から無償貸付けを受けている土地が存在し、かつ、当該土地が新たな取得用地と共に新設又は改築工事の施工上必要である場合には、当該土地が現道路敷であることを考量した上で有償取得の対象として取り扱うことができるものとする。
- 3 ただし、1及び2のうち山村振興法（昭和40年法律第64号）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和39年法律第115号）の規定に基づき整備をしようとする市町村道で、都道府県が市町村に代わって行うものを除くものについては、従前どおり無償貸付で処理することができるものとし、補助対象から除外する。

8 林野業二第55号
平成 8 年 4 月11日

建設省道路局路政課長 殿

林野庁業務部業務第二課長

国有林野事業特別会計所属の国有財産（土地）を都道府県道
及び市町村道の用に供する場合の取扱いについて

このことについては、「国有林野事業特別会計所属の国有財産（土地）を道路の用に供する場合の取扱いについて」（昭和58年5月4日付け58林野管第104号林野庁林政部管理課長通知）、「国有林野事業特別会計所属の国有財産（土地）を道路の用に供する場合の取扱いについて」（昭和63年3月1日付け63林野業二第49号林野庁業務部業務第二課長通知）及び「道路敷として現に無償貸付している国有林野事業特別会計所属の国有財産（土地）の取扱いについて」（平成元年7月29日付け元林野業二第192号林野庁業務部業務第二課長通知）により処理してきたところであるが、平成8年度事業に係るものから、これらに代えて下記により処理することとしたので、貴局所管国庫補助事業実施に当たり配慮願いたい。

なお、無償貸付している現道路敷であって下記に該当しないものについては、従前どおり継続できることとするので申し添える。

記

- 1 都道府県道及び市町村道の新設又は改築のため必要な用地については、工事に着手するまでに売払い（交換を含む。以下同じ。）を行うものとする。
ただし、工事に着手するまでに売払いできない場合は、当該工事の完了時までに売払いを行うものとし、それまでの間は無償で貸付けできるものとする。
- 2 都道府県道及び市町村道の新設又は改築事業の用地内に、現に無償で貸し付けしている土地が存在し、かつ、当該貸付地が新たな用地とともに新設又は改築工事の施工上必要である場合には、当該貸付地が現道路敷であることを考量した上で売払いの対象として取り扱うことができるものとする。
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の山村振興計画、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第6条第1項の市町村過疎地域活性化計画及び豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法

律第73号)第3条第1項の豪雪地帯対策基本計画に基づき整備しようとする市町村道並びに奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和39年法律第115号)第3条第1項の規定により指定された奥地等産業開発道路として整備しようとする市町村道で、都道府県が市町村に代わって行うもの以外のものについては、1及び2の規定にかかわらず従前どおり無償貸付で処理することができるものとする。

8 林野業二第55号
平成8年4月11日

各宮林局事業部長 } 殿
各宮林支局業務部長 }

林野庁業務部業務第二課長

国有林野事業特別会計所属の国有財産(土地)を都道府県道
及び市町村道の用に供する場合の取扱いについて

このことについて、平成8年度事業に係るものから、下記により処理することとし、別紙のとおり建設省道路局路政課長あて通知したので遺憾のないようにされたい。

なお、無償貸付している現道路敷であって下記に該当しないものについては、従前どおり継続できることとするので申し添える。

また、これに伴い、「国有林野事業特別会計所属の国有財産(土地)を道路の用に供する場合の取扱いについて」(昭和63年3月1日付け63林野業二第49号林野庁業務第二課長通知)及び「道路敷として現に無償貸付している国有林野事業特別会計所属の国有財産(土地)の取扱いについて」(平成元年7月29日付け元林野業二第192号林野庁業務第二課長通達)を廃止することとするので了知されたい。

記

- 1 都道府県道及び市町村道の新設又は改築のため必要な用地については、工事に着手するまでに売払い(交換を含む。以下同じ。)を行うものとする。
ただし、工事に着手するまでに売払いできない場合は、当該工事の完了時まで売払いを行うものとし、それまでの間は無償で貸付けできるものとする。
- 2 都道府県道及び市町村道の新設又は改築事業の用地内に、現に無償で貸し付けしている土地が存在し、かつ、当該貸付地が新たな用地とともに新設又は改築工事の施工上必要である場合には、当該貸付地が現道路敷であることを考量した上で売払いの対象として取り扱うことができるものとする。
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の山村振興計画、過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第6条第1項の市町村過疎地域活性化計画及び豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第3条第1項の豪雪地帯対策基本計画に基づき整備しようとする市町村道並びに奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和39年法律第115号)第3条第1項の規定により指定された奥地等産業開発道路として整備しようとする市町村道で、都道府県が市町村に代わって行うもの以外のものについては、1及び2の規定にかかわらず従前どおり無償貸付で処理することができるものとする。